【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	法人事業税:義(地方税9)
		②	上記以外の税目	個人事業税:外
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという極めて高い公共性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療報酬に係る事業税を非課税とする。
				《要望の内容》 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。
				《関係条項》 地方税法第 72 条の 23 地方税法第 72 条の 49 の 12
5	担当部局			厚生労働省医政局総務課、医薬局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期:令和8年8月 分析対象期間:平成 29～令和 13 年度
7	創設年度及び改正経緯			昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続
8	適用又は延長期間			恒久措置
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民皆保険制度の下で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、必要なときに迅速に必要な医療を受けられるフリーアクセスの考え方のもとで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図る。
				《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第 1 条の 3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。
		②	政策体系における政策目的の位置付け	基 本 目 標 Ⅰ　安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1　地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施 策 目 標 1－1　地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること

		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	事後評価の実施が見込まれる5年後時点において、地域における良質かつ適切な医療提供体制を安定的に維持する。（測定指標は医療機関数の推移による）
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本措置により、国民皆保険制度の下で社会保険診療報酬という低廉な公定価格により提供される社会保険診療の継続的な提供が確保されることを通じて、地域における医療提供体制の維持に寄与する。
10	有効性等	①	適用数	令和 13 年度　122,747 件／年 令和 12 年度　123,497 件／年 令和 11 年度　124,254 件／年 令和 10 年度　125,023 件／年 令和9年度　125,799 件／年 令和8年度　126,581 件／年 令和7年度　127,370 件／年 令和6年度　126,687 件／年 令和5年度　133,007 件／年 令和4年度　131,764 件／年 令和3年度　130,002 件／年 令和2年度　122,188 件／年 令和元年度　134,315 件／年 平成 30 年度　135,189 件／年 平成 29 年度　135,036 件／年
				【算定根拠】 医療経済実態調査及び医療施設調査より推計 ※令和7年以降は平成 29 年～令和6年のそれぞれの値からFORECAST. LINEAR関数による推計
		②	適用額	令和 13 年度　課税標準額 2,367,014 百万円 （個人事業税 1,162,756 百万円） （法人事業税 1,204,259 百万円） 令和 12 年度　課税標準額 2,319,178 百万円 （個人事業税 1,166,320 百万円） （法人事業税 1,152,858 百万円） 令和 11 年度　課税標準額 2,271,342 百万円 （個人事業税 1,169,885 百万円） （法人事業税 1,101,458 百万円） 令和 10 年度　課税標準額 2,223,506 百万円 （個人事業税 1,173,449 百万円） （法人事業税 1,050,057 百万円） 令和9年度　課税標準額 2,175,670 百万円 （個人事業税 1,177,013 百万円） （法人事業税 998,657 百万円） 令和8年度　課税標準額 2,127,834 百万円 （個人事業税 1,180,578 百万円） （法人事業税 947,256 百万円） 令和7年度　課税標準額 2,079,998 百万円 （個人事業税 1,184,142 百万円）

		（法人事業税 895,856 百万円） 令和6年度　課税標準額 1,718,514 百万円 （個人事業税 1,207,675 百万円） （法人事業税 510,839 百万円） 令和5年度　課税標準額 2,183,442 百万円 （個人事業税 1,261,671 百万円） （法人事業税　921,771 百万円） 令和4年度　課税標準額 2,370,765 百万円 （個人事業税 1,213,841 百万円） （法人事業税 1,156,924 百万円） 令和3年度　課税標準額 1,765,520 百万円 （個人事業税 1,056,023 百万円） （法人事業税　709,497 百万円） 令和2年度　課税標準額 1,646,997 百万円 （個人事業税 1,172,557 百万円） （法人事業税　474,440 百万円） 令和元年度　課税標準額 1,734,126 百万円 （個人事業税 1,196,416 百万円） （法人事業税　537,710 百万円） 平成 30 年度 課税標準額 1,766,308 百万円 （個人事業税 1,227,843 百万円） （法人事業税　538,465 百万円） 平成 29 年度 課税標準額 1,732,211 百万円 （個人事業税 1,265,431 百万円） （法人事業税　466,780 百万円）
		【算定根拠】 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（令和6年度：第 221 回国会提出、令和3～5年度：第 217 回国会提出、令和2年度：第 213 回国会提出、令和元年度：第 211 回国会提出、平成 30 年度：第 208 回国会提出、平成 29 年度：第 201 回国会提出）参照 ※令和7年以降は平成 29 年～令和6年のそれぞれの値からFORECAST. LINEAR関数による推計
	③ 減収額	※課税標準額は上記②より記載 （実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年 800 万超の標準税率 4.6%で算出した減収額を概算値として記載） 令和 13 年度　2,367,014 百万円×4.6%＝108,883 百万円 （個人事業税　1,162,756 百万円×4.6%＝53,487 百万円） （法人事業税　1,204,259 百万円×4.6%＝55,396 百万円） 令和 12 年度　2,319,178 百万円×4.6%＝106,682 百万円 （個人事業税　1,166,320 百万円×4.6%＝53,651 百万円） （法人事業税　1,152,858 百万円×4.6%＝53,031 百万円） 令和 11 年度　2,271,342 百万円×4.6%＝104,482 百万円 （個人事業税　1,169,885 百万円×4.6%＝53,815 百万円） （法人事業税　1,101,458 百万円×4.6%＝50,667 百万円） 令和 10 年度　2,223,506 百万円×4.6%＝102,281 百万円 （個人事業税　1,173,449 百万円×4.6%＝53,979 百万円） （法人事業税　1,050,057 百万円×4.6%＝48,303 百万円） 令和9年度　2,175,670 百万円×4.6%＝100,081 百万円 （個人事業税　1,177,013 百万円×4.6%＝54,143 百万円） （法人事業税　998,657 百万円×4.6%＝45,938 百万円） 令和8年度　2,127,834 百万円×4.6%＝97,880 百万円

（個人事業税　1,180,578 百万円×4.6%＝54,307 百万円）
（法人事業税　947,256 百万円×4.6%＝43,574 百万円）
令和7年度　2,079,998 百万円×4.6%＝95,680 百万円
（個人事業税　1,184,142 百万円×4.6%＝54,471 百万円）
（法人事業税　895,856 百万円×4.6%＝41,209 百万円）
令和6年度　1,718,514 百万円×4.6%＝79,052 百万円
（個人事業税　1,207,675 百万円×4.6%＝55,553 百万円）
（法人事業税　510,839 百万円×4.6%＝23,499 百万円）
令和5年度　2,183,442 百万円×4.6%＝100,438 百万円
（個人事業税　1,261,671 百万円×4.6%＝58,037 百万円）
（法人事業税　921,771 百万円×4.6%＝42,401 百万円）
令和4年度　2,370,765 百万円×4.6%＝109,055 百万円
（個人事業税　1,213,841 百万円×4.6%＝55,837 百万円）
（法人事業税　1,156,924 百万円×4.6%＝53,219 百万円）
令和3年度　1,765,520 百万円×4.6%＝81,214 百万円
（個人事業税　1,056,023 百万円×4.6%＝48,577 百万円）
（法人事業税　709,497 百万円×4.6%＝32,637 百万円）
令和2年度　1,646,997 百万円×4.6%＝75,762 百万円
（個人事業税　1,172,557 百万円×4.6%＝53,938 百万円）
（法人事業税　474,440 百万円×4.6%＝21,824 百万円）
令和元年度　1,734,126 百万円×4.6%＝79,770 百万円
（個人事業税　1,196,416 百万円×4.6%＝55,035 百万円）
（法人事業税　537,710 百万円×4.6%＝24,735 百万円）
平成 30 年度　1,766,308 百万円×4.6%＝81,250 百万円
（個人事業税　1,227,843 百万円×4.6%＝56,481 百万円）
（法人事業税　538,465 百万円×4.6%＝24,769 百万円）
平成 29 年度　1,732,211 百万円×4.6%＝79,682 百万円
（個人事業税　1,265,431 百万円×4.6%＝58,210 百万円）
（法人事業税　466,780 百万円×4.6%＝21,472 百万円）

【算定根拠】
地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（令和6年度：第 221 回国会提出、令和3～5年度：第 217 回国会提出、令和2年度：第 213 回国会提出、令和元年度：第 211 回国会提出、平成 30 年度：第 208 回国会提出、平成 29 年度：第 201 回国会提出）参照
※令和7年以降は平成 29 年～令和6年のそれぞれの値からFORECAST. LINEAR関数による推計

④ 効果

《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》
地域における医療提供体制が維持されている。

	H29	H 30	R1	R2	R3
医療機関数	178,492	179,090	179,416	178,724	180,396
	R4	R5	R6		
医療機関数	181,093	179,834	179,645		

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
医療施設調査（各年 10 月 1 日現在）

《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》
本措置の適用により、平成 29 年度以降、医療機関数は横ばいで推移

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>しており、地域における医療提供体制が維持されている。

<table><tr><td></td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td></tr><tr><td>医療機関数</td><td>178,492</td><td>179,090</td><td>179,416</td><td>178,724</td><td>180,396</td></tr><tr><td></td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr><tr><td>医療機関数</td><td>181,093</td><td>179,834</td><td>179,645</td><td>180,577</td><td>180,797</td></tr><tr><td></td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td></tr><tr><td>医療機関数</td><td>181,017</td><td>181,238</td><td>181,458</td><td>181,678</td><td>181,898</td></tr></table>
【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
医療施設調査（各年 10 月 1 日現在）
※令和7年以降は平成 29 年～令和6年の値からFORECAST. LINEAR関数による推計</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
－</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>⑤</td><td>税収減を是認する理由等</td><td>労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中で、地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効である。なお、平成 29 年度以降、一定数の医療機関数が維持されており、地域における良質かつ適切な医療提供体制の維持に資するものとなっている。</td></tr>
<tr><td>11</td><td>相当性</td><td>①</td><td>租税特別措置等によるべき妥当性等</td><td>労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、医療に対する国民の高い要求水準など国民の意識の変化や、昨今の医師不足や救急医療に対する不安など、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、極めて高い公共性を有する社会保険診療の提供体制を確保していくためには、補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる本措置による下支えが必要である。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>②</td><td>他の支援措置や義務付け等との役割分担</td><td>「医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置」では、医療提供体制の中核を担う医療法人の経営基盤の強化に資するよう下支えを行っている。
なお、同様の政策目的に係る租税特別措置等以外の他の支援措置や義務付け等は存在しない。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>③</td><td>地方公共団体が協力する相当性</td><td>－</td></tr>
<tr><td>12</td><td colspan="2">有識者の見解</td><td></td><td>－</td></tr>
<tr><td>13</td><td colspan="2">前回の事前評価又は事後評価の実施時期</td><td></td><td>令和7年8月（厚労 02）</td></tr>
</table>